

平成20年度PFI関連支援措置等

1. 予算等

1-1 予算

(単位：百万円)

要求機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	20年度 予算
内閣府	調査	民間資金等活用事業調査費	継続	PFI事業の推進を図るために必要な経費。	55
	調査	民間資金活用等経済・物価政策推進費	継続	PFI推進方策の検討の総合調整等に必要な経費。(必要に応じて各省庁等に移替え)	445 の内数
	—	民間資金等活用事業推進委員会経費	継続	民間資金等活用事業推進委員会の運営等に必要な経費。	3
警察庁	事業	PFI方式による警察学校施設整備等事業に係るアドバイザー業務の委託	継続	警察学校施設整備のPFI事業化に係るアドバイザー委託。	30
	事業	富山県警察学校整備事業に係る事業費	継続	富山県警察学校施設整備運営事業に係る事業費。	243
	事業	鹿児島県警察学校整備事業に係る事業費	継続	鹿児島県警察学校施設整備運営事業に係る事業費。	0
	補助	都道府県警察施設整備費補助金	継続	都道府県警察施設の整備に対する補助。	4,640 の内数
金融庁	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	継続	中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る維持管理運営費。	471
総務省	事業	公共施設等維持管理運営費	継続	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費(うち総務省分)。	42
	調査	地方公共団体におけるPFI事業等の推進のための方策の検討に要する経費	継続	地方公共団体がPFI事業を推進する上での課題等の調査、研究。	2

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費(実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む)。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な(或いは可能となるように制度改正を要求する)国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	20年度 予算
法務省	事業	民間資金等活用事業に必要な経費	拡充	刑務所維持管理・運営へのPFI導入に係るアドバイザー委託。	27
	事業	民間資金等活用裁判所施設整備等事業	継続	東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業に係る事業費。	7
	事業	民間資金等活用法務省施設整備等事業	継続	苫小牧法務総合庁舎整備・運営事業に係る事業費。	102
	事業	民間資金等活用法務省施設整備等事業 民間資金等活用矯正施設維持管理運営 経費	継続	美祢社会復帰促進センター整備・運営事業に係る事業費。	2,904
	事業	民間資金等活用法務省施設整備等事業 民間資金等活用矯正施設維持管理運営 経費	継続	島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業に係る事業費。	2,632
	事業	民間資金等活用矯正施設維持管理運営 経費	継続	喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター維持管理運営事 業に係る事業費。	4,370
外務省	調査	民間資金等活用事業関係経費	継続	在ニューヨーク総領事公邸整備計画について、PFI導入検討のための調 査を実施する。	21
	事業	民間資金等活用事業関係経費	継続	在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業のサーベイランス等業務を実 施する。	2
	事業	PFIによる在エジプト大使館新事務 所整備等事業	継続	在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業に係る事業費。	308
財務省	事業	PFI方式による公務員宿舍整備事業	継続	PFI方式による公務員宿舍整備事業について、実施方針の検討を実施するた めのアドバイザー経費の要求。	246
	事業	PFI方式による公務員宿舍整備事業	継続	合同宿舍目黒東山住宅外整備事業に係る事業費。	9,418
	事業	公共施設等維持管理運営費	継続	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費（うち財 務省分）。	54

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	20年度 予算
文部科学省	事業	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営に必要な経費（文部科学省本省） 民間資金等を活用した官庁施設の維持管理及び運営に必要な経費（文化庁） 民間資金等活用官庁施設維持管理運営等（国立教育政策研究所） 民間資金等活用官庁施設維持管理運営等（科学技術政策研究所）	継続	中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る維持管理運営費等。	817
	補助	国立大学法人運営費交付金	継続	国立大学法人運営費交付金の算定に国立大学法人等のPFI事業に係る実施準備のための経費相当分及び維持管理運営費相当分が含まれている。	1,181,333 の内数
	補助	国立大学法人施設整備費補助金	継続	国立大学法人等の施設整備のための経費。	48,622の 内数
	補助	公立学校施設整備費	継続	子どもたちの安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、公立学校施設の耐震化等を推進する（内閣府で要求を行っている沖縄県分の金額を含む）。	114,971の 内数
厚生労働省	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営費	継続	民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る事業費。	17
	事業	民間資金等活用官庁施設維持管理運営費	継続	民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る事業費。	55
	補助	医療施設等施設整備費補助金	継続	医療供給体制の基盤整備を図るため、地方公共団体等が行うべき地保健医療対策等に係る施設整備事業に対して助成を行う。	593 の内数
	補助	水道施設整備費補助金	継続	水道事業体（都道府県、市町村及び一部事務組合）の水道施設の整備に対する補助。	70,892 の内数
	補助	地域介護・福祉空間整備等交付金	継続	地方公共団体の介護サービス基盤整備に対する支援。	41,200の 内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	20年度 予算
農林水産省	補助	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	継続	農山漁村地域において、定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進するために必要な施設の整備等に対する補助。	30,546 の内数
	補助	地域バイオマス利活用交付金	継続	バイオマスタウン構想の実現に向けたバイオマス変換施設等の整備に対する補助。	11,129 の内数
	補助	強い農業づくり交付金	継続	①公設卸売市場の施設整備に対する補助（メニューの一部）。 ②リサイクル施設、情報通信施設、農林業等活性化基盤施設の整備に対する補助（メニューの一部）。 ③種子種苗生産関連施設等の整備に対する補助（メニューの一部）。	24,914 の内数
	補助	畜産環境総合整備事業費補助	継続	家畜排せつ物処理施設、公共牧場等の整備に対する補助。	2,290 の内数
	補助	かんがい排水事業費補助	継続	都道府県の農業用水利施設等整備に対する補助。	39,056 の内数
	補助	経営体育成基盤整備事業費補助	継続	農業用排水施設、農道等の整備に対する補助。	76,225 の内数
	補助	農道整備事業費補助	継続	農道の整備に対する補助。	17,788 の内数
	補助	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	継続	農道の整備に対する補助。	11,576 の内数
	補助	村づくり交付金	継続	市町村が行う農業生産基盤及び農山漁村の生活環境施設の整備に対する補助。	29,560 の内数
	補助	農業集落排水資源循環統合補助事業	継続	市町村等の農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設等の整備に対する補助。	16,376 の内数
補助	森林・林業・木材産業づくり交付金	新規	地域材や木質バイオマスの利用等を推進するため、地域材を利用した公共施設や木質バイオマスを総合的に利活用する施設の整備等に対する補助。	9,692 の内数	

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	20年度 予算
農林水産省	補助	公的森林整備推進事業	継続	分収林制度の活用により実施される市町村有林の整備に対する補助。	5,845 の内数
	補助	水産基盤整備費の内、水産物供給基盤整備事業費補助及び漁村総合整備事業費補助	継続	都道府県及び市町村が行う水産業の生産基盤と漁村の生活環境施設の整備に対する補助。	96,158の 内数
経済産業省	補助	電源地域産業関連施設等整備費補助金	継続	地方自治体等が電源地域において、かつ、企業立地促進法に基づき国の同意を受けた「基本計画」の対象地域内において地方公共団体等が行う貸工場等の整備に必要な経費に対し、補助を行う。	200 の内数
	補助	地域企業立地促進等共用施設整備費補助金	継続	地域が主体となって産業集積の形成・活性化を進める地域において、産業集積の中核を担う企業群の受け皿となるべき工場、事業場、物流施設等のインフラを整備することを目的として、企業立地促進法の規定により国の同意を得た基本計画の集積区域内における貸工場、貸事業場、設備等の共用施設を整備する事業等に対して支援を行う。	1,861の内 数
国土交通省	事業	PFIによる整備に必要な事業調査	継続	官庁施設のPFIによる整備に係るアドバイザー委託等。	931
	事業	空港整備事業	継続	国際線地区PFI事業調整業務等。	50
	事業	気象庁虎ノ門庁舎整備等事業	新規	気象庁虎ノ門庁舎整備等事業に係る事業費。	5
	事業	中央合同庁舎第7号館整備等事業	継続	中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る事業費。	5,370
	事業	中央合同庁舎第8号館整備等事業	新規	中央合同庁舎第8号館整備等事業に係る事業費。	5
	事業	九段第3合同庁舎整備等事業	継続	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業に係る事業費（うち国土交通省分）。	794
	事業	立川地方合同庁舎整備等事業	新規	立川地方合同庁舎整備等事業に係る事業費。	5
	事業	甲府地方合同庁舎整備等事業	新規	甲府地方合同庁舎整備等事業に係る事業費。	5
	事業	大津地方合同庁舎整備等事業	新規	大津地方合同庁舎整備等事業に係る事業費。	5

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	20年度 予算
国土交通省	事業	熊本地方合同庁舎Ⅱ期整備等事業	継続	熊本地方合同庁舎Ⅱ期整備等事業に係る事業費。	0
	事業	東雲合同庁舎整備等事業	新規	東雲合同庁舎整備等事業に係る事業費。	5
	事業	西ヶ原研修合同庁舎整備等事業	新規	西ヶ原研修合同庁舎整備等事業に係る事業費。	87
	事業	大井合同庁舎整備等事業	新規	大井合同庁舎整備等事業に係る事業費。	5
	事業	航空保安大学校移転整備	継続	航空保安大学校本校移転整備等事業に係る事業費。	972
	補助	都市再生推進事業（都市再生総合整備事業）	継続	地方公共団体や都市再生機構、民間等が行う都市再生を促す事業に対する総合的な支援。	4,523 の内数
	補助	市街地再開発事業費補助	継続	市街地再開発事業の施行者が行う施設建築物等の整備に対する補助。	28,923 の内数
	補助	都市公園事業費補助 都市公園防災事業費補助	継続	地方公共団体の都市公園事業に係る経費に対する補助。 地方公共団体の防災公園事業に係る経費に対する補助。	64,977 の内数
	補助	下水道事業	継続	地方公共団体の下水道整備に係る補助。	662,042 の内数
	補助	街路事業補助	継続	地方公共団体等が行う都市計画道路の整備に対する補助。	310,605 の内数
	補助	土地区画整理事業費補助	継続	土地区画整理事業の公共施設整備等に対する補助。	94,623 の内数
	補助	まちづくり交付金	継続	市町村のまちづくりに対する助成。	251,000 の内数
	調査	道路整備事業費	継続	道路の整備に対する調査等。	1,942,973 の内数
	補助	地域住宅交付金等	継続	公営住宅等の整備に関する助成。	210,829 の内数

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	20年度 予算
国土交通省	補助	港湾改修費補助	継続	港湾管理者が行う港湾の基本施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設）の整備に対する補助。	227,950 の内数
	補助	空港整備事業費補助	継続	地方公共団体が公共用に供する飛行場整備に対する補助。	12,257 の内数
	補助	循環型社会形成推進交付金	継続	浄化槽市町村整備推進事業を行う市町村に対する交付金。	1,405 の内数
環境省	調査 補助	循環型社会形成推進交付金	継続	市町村等がPFI法に基づいて行う一般廃棄物処理施設の整備事業について、アドバイザー業務を委託するために必要な経費に対して交付を行う。	49,132 の内数
	補助	循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備費補助金	継続	市町村等が行う廃棄物処理施設整備に対する交付・補助。	79,649 の内数
	補助	廃棄物処理施設整備費（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）補助金	継続	廃棄物処理センター及びPFI選定事業者の産業廃棄物処理施設整備に対する補助。	2,033 の内数
	補助	循環型社会形成推進交付金	継続	市町村が設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業に対し、国庫補助を行う。	13,040 の内数
防衛省	事業	PFI方式による防衛施設整備等事業に係るアドバイザー委託	継続	防衛施設の整備等のPFI事業化に係るアドバイザー委託。	6
	事業	PFI方式による史料館整備等事業に係る事業	継続	史料館の整備等のPFI事業に係る事業費。	433
	事業	PFI方式による公務員宿舎整備等事業	継続	公務員宿舎の整備等のPFI事業に係る事業費。	554

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

(単位：百万円)

要求 機関	分類	事項	新規・拡充 継続の別	概要	20年度 予算
会計検査院	事業	公共施設等維持管理運営費	継続	中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る維持管理運営費。	409
衆議院	事業	新議員宿舎整備等事業経費	継続	衆議院赤坂議員宿舎整備等事業に係る事業費。	1,255
	事業	新議員会館整備等事業経費	継続	衆議院新議員会館の整備等事業に係る事業費。	2,089
参議院	事業	参議院新議員会館整備等事業	継続	参議院新議員会館の整備等事業に係る事業費。	846
最高裁判所	事業	民間資金等活用裁判所施設整備等事業	継続	東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業・東京地方・家庭裁判所立川支部（仮称）立川簡易裁判所合同庁舎整備等事業に係る事業費。	901

分類中「事業」とは、国等が実施する具体的なPFI事業に係る経費（実施方針やVFM等の調査検討に係る経費、アドバイザー経費を含む）。

「補助」とは、地方公共団体等が実施するPFI事業の事業費について国が補助することが可能な（或いは可能となるように制度改正を要求する）国庫補助制度であり、当該年度にPFI事業に対する補助が見込まれていない制度も記載している。

「調査」とは、国等がPFI方式の適用等についての一般的な検討を行うための経費。

「調査補助」とは、地方公共団体が実施するPFI事業の導入に係る調査費用について国が補助する制度。

1-2 新たな国庫債務負担行為の設定

(単位：百万円)

要求 機関	事項	概要	限度額	国庫の負担 となる年度
総務省	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	盛岡第2地方合同庁舎の維持管理・運営事業に係る事業費。	78	平成23年度以降 11箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	甲府地方合同庁舎の維持管理・運営事業に係る事業費。	75	平成23年度以降 11箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	大津地方合同庁舎の維持管理・運営事業に係る事業費。	64	平成23年度以降 11箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	熊本地方合同庁舎の維持管理・運営事業に係る事業費。(熊本行政評価事務所)	108	平成24年度以降 11箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	熊本地方合同庁舎の維持管理・運営事業に係る事業費。(九州総合通信局)	702	平成22年度以降 13箇年
法務省	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	盛岡第2地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	769	平成23年度以降 11箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	立川地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	602	平成23年度以降 11箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	甲府地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	654	平成23年度以降 11箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	大津地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	1,762	平成23年度以降 11箇年度以内

(単位：百万円)

要求 機関	事項	概要	限度額	国庫の負担 となる年度
財務省	PFI方式による公務員宿舎整備事業	合同宿舎の建替えに関する事業費。	56,209	平成22年度以降 8箇年度以内
	PFI方式による公務員宿舎整備事業	合同宿舎の建替えに関する事業費。	24,187	平成23年度以降 7箇年度以内
	PFI方式による公務員宿舎整備事業	合同宿舎の建替えに関する事業費。	1,308	平成23年度以降 11箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	立川地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	1,138	平成23年度以降 11箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	甲府地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	900	平成23年度以降 11箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	大津地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	669	平成23年度以降 11箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	熊本地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	3037	平成24年度以降 11箇年度以内
			856	平成22年度以降 13箇年度以内
文部科学省	民間資金等を活用した官庁施設の維持管理 及び運営に必要な経費（文部科学省本省） 民間資金等を活用した官庁施設の維持管理 及び運営に必要な経費（文化庁） 民間資金等活用官庁施設維持管理運営等 （国立教育政策研究所） 民間資金等活用官庁施設維持管理運営等 （科学技術政策研究所）	中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る維持管理運営費等。	37	平成20年度以降 14箇年度以内

(単位：百万円)

要求 機関	事項	概要	限度額	国庫の負担 となる年度
厚生労働省	民間資金等活用官庁施設維持管理運営費	盛岡第2地方合同庁舎維持管理運営に係る事業費。	611	平成22年度以降 13箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営費	立川地方合同庁舎維持管理運営に係る事業費。	643	平成23年度以降 11箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営費	熊本地方合同庁舎維持管理運営に係る事業費。	464	平成22年度以降 13箇年度以内
国土交通省	PFIによる整備に必要な事業調査	合同庁舎のPFIによる整備に係るアドバイザー委託等。	962	平成20年度以降2 箇年
	盛岡第2地方合同庁舎整備等事業	盛岡第2地方合同庁舎整備等事業に係る事業費。	3,862	平成23年度以降 11箇年
	立川地方合同庁舎整備等事業	立川地方合同庁舎整備等事業に係る事業費。	7,407	平成23年度以降 11箇年
	甲府地方合同庁舎整備等事業	甲府地方合同庁舎整備等事業に係る事業費。	6,697	平成23年度以降 11箇年
	大津地方合同庁舎整備等事業	大津地方合同庁舎整備等事業に係る事業費。	7,434	平成23年度以降 11箇年
	熊本地方合同庁舎Ⅱ期整備等事業	熊本地方合同庁舎Ⅱ期整備等事業に係る事業費。	8,908	平成24年度以降 11箇年
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	熊本地方合同庁舎の維持管理・運営事業に係る事業費。	338	平成22年度以降 13箇年
	佐原広域交流拠点事業	佐原広域交流拠点の整備・維持管理・運営に係る事業費。	2,352	平成20年度以降 17箇年度以内
	航空保安大学校移転整備	航空保安大学校移転整備に係る事業費	440	平成20年度以降 15箇年度以内

(単位：百万円)

要求 機関	事項	概要	限度額	国庫の負担 となる年度
防衛省	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	甲府地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	141	平成23年度以降 11箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	大津地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	93	平成23年度以降 11箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	立川地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	17	平成23年度以降 11箇年度以内
	民間資金等活用官庁施設維持管理運営	熊本地方合同庁舎維持管理運営等事業に係る事業費。	224	平成24年度以降 11箇年度以内
会計検査院	公共施設等維持管理運営費	中央合同庁舎第7号館整備等事業に係る維持管理運営費。	18	平成20年度以降 14箇年度以内
衆議院	新議員会館整備等事業経費	衆議院新議員会館の整備等事業に係る事業費。	111	平成20年度以降 4箇年度以内
参議院	参議院新議員会館整備等事業	参議院新議員会館の整備等事業に係る事業費。	50	平成20年度以降 4箇年度以内

2. 行政財産の貸付け等（PFI法 十一條の二、十二條関連）

要求機関	対象事業	新規・拡充 継続の別	要求概要	貸付け等を行う 年度
法務省	美祢社会復帰促進センター整備・運営事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格932百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成17年度 ～36年度
	島根あさひ社会復帰促進センター 整備・運営事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格1,343百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成19年度 ～37年度
		継続	当該事業の付帯事業（民間収益施設）に関して、行政財産（国有地：台帳価格上記に含む）を、その用途又は目的を妨げない限度において、有償で選定事業者の使用許可を与える。	平成19年度 ～37年度
財務省	公務員宿舎整備事業（城北住宅）	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格2,441百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成18年度 ～20年度
文部科学省	中央合同庁舎第7号館整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格81,032百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成16年度 ～20年度
		継続	当該事業の付帯事業（民間収益施設）に関して、行政財産（国有地：台帳価格8,299百万円）を、その用途又は目的を妨げない限度において、有償で選定事業者に貸し付ける。	平成16年度 ～46年度
防衛省	海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業	継続	当該事業の付帯事業（民間収益施設）に関して、行政財産（建物：台帳価格2百万円）を、その用途又は目的を妨げない限度において、有償で選定事業者の使用許可を与える。	平成19年度 ～25年度
	立川公務員宿舎（仮称）整備等事業	継続	当該事業の付帯事業（民間収益施設）に関して、行政財産（建物・工作物：台帳価格42百万円）を、その用途又は目的を妨げない限度において、有償で選定事業者の使用許可を与える。	平成18年度 ～24年度

要求機関	対象事業	新規・拡充 継続の別	要求概要	貸付け等を行う 年度
国土交通省	東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格239,758百万円の内数）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成18年度 ～21年度
	東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業	新規	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格239,758百万円の内数）を有償で選定事業者に貸し付ける。	平成20年度 ～50年度
	東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業	新規	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格239,758百万円の内数）を有償で選定事業者に貸し付ける。	平成20年度 ～50年度
衆議院	衆議院赤坂議員宿舎整備等事業	継続	当該事業の付帯事業（民間収益施設）に関して、行政財産（国有地：台帳価格661百万円）を、その用途又は目的を妨げない限度において、有償で選定事業者に貸し付ける。	平成16年度 ～43年度
	衆議院新議員会館整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格81,692百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成18年度 ～24年度
参議院	参議院新議員会館整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格48,345百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成18年度 ～24年度
最高裁判所	東京地方・家庭裁判所立川支部（仮称）立川簡易裁判所合同庁舎整備等事業	継続	当該事業の用に供する行政財産（国有地：台帳価格2,172百万円）を無償で選定事業者に貸し付ける。	平成18年度 ～20年度

3. 無利子融資

(単位：百万円)

要求機関	制度等	新規・拡充 継続の別	概要	20年度 予算
国土交通省	港湾整備特別会計からの無利子貸付	継続	コンテナターミナルの公共荷さばき施設等整備事業費に係る無利子貸付。	4,034

4. 財政投融资等

(単位：百万円)

要求機関	制度等	新規・拡充 継続の別	概要	20年度 予算
文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省	日本政策投資銀行等による融資 (民間資金活用型社会資本整備融資制 度)(*2)	継続	P F I 法第 2 条第 1 項に定める P F I の対象施設の建設、維持管理及び運営等を実施する P F I 事業者への融資。	122,000 (*1) の内数
国土交通省	公共荷さばき施設等整備事業に対する融資 (特別転貸債)	継続	港湾管理者が P F I 事業者への貸付資金を調達するために発行する特別転貸債の引受。	1,499

(*1) 金額については、日本政策投資銀行「地域社会基盤整備」の上期分(20年10月から民営化)の総額及び沖縄振興開発金融公庫「産業開発資金」の総額の合計

(*2) 現行の「民間資金活用型社会資本整備融資制度」の概要

○対象施設：P F I 法第 2 条第 1 項に定める P F I の対象施設

○金利：政策金利Ⅱ

○融資比率：50%(沖縄振興開発金融公庫においては70%)

5. 税制改正

税 目	概要
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 法に基づく選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付を受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち、輸出入に係るコンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する特例措置の適用期限を2年延長する。（地方税法附則第11条第16項参照：平成21年度末取得分まで） ・ P F I 法に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学の校地内の校舎の用に供する家屋の取得に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。（地方税法附則第11条第20項参照：平成21年度末取得分まで）
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 法に基づく選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付を受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設のうち、輸出入に係るコンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を2年延長する。（地方税法附則第15条第37項参照：平成21年度末取得分まで） ・ P F I 法に基づく選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学の校地内の校舎の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1とする措置の適用期限を2年延長する。（地方税法附則第15条第44項参照：平成21年度末取得分まで）

(参考：既存の税制特例措置)

税 目	概要
特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等の建設を行う P F I 事業の用に供する土地についての特別土地保有税を非課税とする措置。(地方税法第586条第2項第1号の7参照) ※平成15年度より、特別土地保有税の新規課税は停止
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"> P F I 法に基づく選定事業者が選定事業(いわゆるサービス購入型で、法律の規定により P F I 法第2条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限り。)により整備する一定の家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置。(地方税法附則第11条第15項参照：平成21年度末取得分まで) P F I 法に基づく選定事業者が政府補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を2年間延長する。(地方税法附則第11条第17項参照：平成20年度末取得分まで。)
固定資産税 都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> P F I 法に基づく選定事業者が選定事業(いわゆるサービス購入型で、法律の規定により P F I 法第2条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限り。)により整備する一定の家屋及び償却資産について固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1にする措置。(地方税法附則第15条第40項参照：平成21年度末取得分まで) P F I 法に基づく選定事業者が政府補助を受けて選定事業により整備する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準とされる額の2分の1(地方税法附則第15条第3項の適用を受ける償却資産については、同項の規定により課税標準とされる額の2分の1)にする措置を2年延長する。(地方税法附則第15条第38項参照：平成20年度末取得分まで。)